

(案)

医療的ケア児者等支援ハンドブック

令和 年 月
大 阪 府

医療的ケア児者等支援ハンドブック項目

項 目	ページ
第1章 相談窓口	
(1) 福祉事務所・町村障がい福祉担当課	1
(2) 市町村障がい者相談支援事業	1
(3) 基幹相談支援センター	2
(4) 地域活動支援センター	2
(5) 大阪府障がい者自立相談支援センター	3
(6) 大阪府こころの健康総合センター	4
(7) 子ども家庭センター	4
(8) 保健所・保健センター	5
(9) 大阪難病相談支援センター	5
(10) 大阪難病医療情報センター	5
(11) 重症心身障害児（者）地域生活支援センター	6
(12) 障がい者110番	6
(13) 小児慢性特定疾病児等ピアカウンセリング事業	7
(14) 大阪府社会福祉協議会	7
(15) 大阪府重症心身障害児・者を支える会	7
(16) 大阪府肢体不自由者協会	8
(17) 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会	8
第2章 障がい者手帳の交付	
(1) 身体障がい者手帳の交付	9
(2) 療育手帳の交付	10
(3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付	11
第3章 利用できる医療・福祉サービス	
(1) 各種制度等案内	13
(2) 相談支援（福祉サービス）	16
○計画相談支援	16
○障がい児相談支援	16
(3) 在宅支援（福祉サービス）	17
○居宅介護（ホームヘルプサービス）	17
○重度訪問介護	17
○重度障がい者等包括支援	18
○居宅訪問型児童発達支援	18

(4) 在宅支援（医療サービス）	19
○訪問診療	19
○訪問歯科	19
○訪問看護	19
○在宅患者訪問薬剤管理指導	19
○訪問リハビリテーション	19
(5) 通所・入所支援（施設で受けられるサービス）	20
○児童発達支援（医療型児童発達支援）	20
○放課後等デイサービス	20
○保育所等訪問支援	20
○日中一時支援	21
○生活介護	21
○短期入所（医療型短期入所）	21
○日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）	22
○療養介護	22
○施設入所支援	23
○障がい児入所支援（医療型障がい児入所支援）	23
(6) 外出支援	24
○行動援護	24
○同行援護	24
○移動支援	24
○重度訪問介護（再掲）	24
(7) 障がい福祉サービス利用までの流れ	26
(8) その他（事業所検索等）	27
○WAM NET障がい福祉サービス等情報検索	27
○障がい者医療・リハビリテーションセンター	27
○大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業 協力医療機関	28
○障がい者歯科診療	28
第4章 活用できる手当・助成等	
(1) 手当・年金等	29
○障がい基礎年金	31
○年金生活者支援給付金	32

○特別障がい者手当	33
○障がい児福祉手当	33
○特別児童扶養手当	34
○重度障がい者在宅生活応援制度（重度障がい者在宅介護支援給付金）	35
○障がい者扶養共済制度	35
○自動車事故対策機構による介護料の支給	36
○生活福祉基金	36
（2）医療費の助成	37
○自立支援医療費（育成・更生・精神）	38
○特定医療費（指定難病）助成	39
○特定疾患医療費助成	39
○小児慢性特定疾病医療助成	40
○重度障がい者医療費助成	40
○ひとり親家庭医療費助成	41
○乳幼児医療費助成	41
○未熟児養育医療	42
（3）割引、税の減免等	43
（4）補装具等	44
○補装具費の支給	44
○日常生活用具の給付・貸与	44
○小児慢性特定疾病の方への日常生活用具の給付	45
○難病児への補聴器購入費用の交付	45
第5章 府における医療ケア児者を受け入れる体制整備及び人材育成への支援	
（1）医療型短期入所支援強化事業	46
（2）医療的ケア児等コーディネーター養成研修	47
（3）医療的ケア児等支援者養成研修	47
（4）障がい児等療育支援事業	48
（5）医療的ケア児保育支援モデル事業	49
（6）障がい・難病児等療養支援体制整備事業	49
（7）大阪府の小・中学校における医療的ケア	50
（8）府立支援学校における医療的ケア	50
（9）府立高等学校における医療的ケア	51
（10）府立学校における医療的ケア	51
《参考》 災害に備えて	52

第1章 相談窓口

制度やサービスによって、相談窓口がそれぞれ異なります。

困ったときや分からないときは、最寄りの福祉事務所・町村障がい福祉担当課等の窓口へご相談ください。

(1) 福祉事務所・町村障がい福祉担当課

内容	<p>医療を受けたいとき、手帳等の申請を行いたいとき、義肢や車いすなどの補装具が必要なとき、福祉サービスや施設を利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っている等、障がい者の様々な相談について、居住地の福祉事務所（福祉事務所を設置していない市町村については障がい福祉担当課）で応じています。</p> <p>なお、聴覚障がい者及び言語障がい者のために、ろうあ者福祉指導員を設置している福祉事務所もあります。</p> <p>【福祉事務所・町村障がい福祉担当課一覧】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.xls</p>
----	---

(2) 市町村障がい者相談支援事業

内容	<p>障がいのある方やご家族等からの相談に応じたり、障がい福祉サービスの情報の提供等を行います。</p>
窓口	<p>居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課、市町村相談支援事業所（下のリンク先市町村相談支援事業所で「直営」「委託」の欄に○が記載された事業者。）</p> <p>【福祉事務所・町村障がい福祉担当課一覧】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.xls</p> <p>【市町村相談支援事業所】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis30.xls</p>

(3) 基幹相談支援センター

内容	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着促進の取り組み、地域の相談支援体制強化の取り組み等を総合的に行います。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課、基幹相談支援センター（下のリンク先市町村相談支援事業所で「基幹」の欄に○が記載された事業者）※設置していない市町村もあります。 【福祉事務所・町村障がい福祉担当課一覧】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.xls 【市町村相談支援事業所】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis30.xls

(4) 地域活動支援センター

内容	通所により、創作的活動、生産活動、社会との交流の機会を提供しています。 また、それぞれのセンターの特性や地域の実情に応じて、相談支援、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業を併せて実施しています。
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課、地域活動支援センター 【福祉事務所・町村障がい福祉担当課一覧】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.xls 【地域活動支援センター】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis29.xls

(5) 大阪府障がい者自立相談支援センター

内容	<p>【地域支援課】 地域における障がい者の相談支援体制等を充実するため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成等を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進しています。また、身体障がい者手帳及び療育手帳の発行を行っています。</p> <p>【身体障がい者支援課】 身体障がい者及び難病等による障がい者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定及び専門的相談・指導（身体障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、巡回相談の場などに理学療法士（PT）及び作業療法士（OT）を派遣しています。また、高次脳機能障がいについての相談に応じています。</p> <p>【知的障がい者支援課】 知的障がいの判定及び専門的相談・指導（知的障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方々への支援を実施しています。</p>
窓口	<p>【大阪府障がい者自立相談支援センター】 http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/ TEL:06-6692-5261（地域支援課） 06-6692-5262（身体障がい者支援課） 06-6692-5263（知的障がい者支援課） 06-6692-5264（手帳発行関係） FAX:06-6692-3981、06-6692-5340</p>

(6) 大阪府こころの健康総合センター

内容	<p>関係機関職員への研修や各種刊行物の発行、ホームページ等で精神保健福祉に関する様々な情報を提供しています。また、府民のための総合的な精神保健福祉相談に応じるとともに、専門相談として依存症・自死遺族相談にも応じています。</p>
窓口	<p>【大阪府こころの健康総合センター】</p> <p>○こころの電話相談（こころの悩み全般） TEL:06-6607-8814（平日 9:30～17:00）〔年末年始・祝日を除く〕 ※毎週水曜日は、主に 40 歳までの方を対象としています。</p> <p>○専門相談（自死遺族） TEL:06-6691-2818（平日 9:00～17:45） 依存症相談は毎 2・4 土曜日 9:00～17:30 ※要予約 〔年末年始・祝日を除く〕</p> <p>○ひきこもり相談 TEL:06-6697-2890（平日 10:00～16:00） 〔年末年始・祝日を除く〕</p> <p>※電話でのご相談が困難な場合は、FAX にて下記にお問い合わせください FAX:06-6691-2814</p> <p>※大阪市・堺市のお住まいの方は各市のこころの健康センターにお問い合わせください。</p>

(7) 子ども家庭センター

内容	<p>障がい児についての専門的、総合的な相談や判定、施設利用の手続き等を行っています。</p>
窓口	<p>【各子ども家庭センター一覧】 http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/denwa/index.html</p>

(8) 保健所・保健センター

内容	身体障がい児や難病のある方に対する適切な支援を行うため、個別支援として保健師による面接や家庭訪問等での相談、栄養士による食生活指導、理学療法士・作業療法士等による療養生活指導や、集団支援として患者交流会、疾患の講演会・学習会等を行っています。また、精神障がい者及び家族のこころの健康等に関して、ケースワーカー・保健師・嘱託医等による相談支援・訪問指導を実施しています。
窓口	【居住地の保健所・保健センター】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis07.doc

(9) 大阪難病相談支援センター

内容	難病患者及びその家族の生活上の悩みなどについての電話や面談による相談、各患者会の紹介や就労支援等を行っています。
窓口	【大阪難病相談支援センター】 http://www.nanbyo.osaka/ 〒540-0008 大阪府中央区大手前 2-1-7 大阪赤十字会館 8 階 TEL:06-6926-4553 〔受付時間〕 月～土曜日 10:00～17:00 ＜難病患者就職サポーターによる相談（完全予約制）＞ 相談受付：第2金曜日、第4金曜日 10:00～16:00 http://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/mokuteki_naiyou/job/_121082.html

(10) 大阪難病医療情報センター

内容	難病に関する専門的知識の集積や、難病情報の提供などを行っています。
窓口	【大阪難病医療情報センター】 https://www.gh.opho.jp/hospital/osaka/2.html 〒558-8558 大阪市住吉区万代東 3-1-56 大阪急性期・総合医療センター内本館 3 階 TEL:06-6694-8816 ※来所される場合は、事前に電話予約をして下さい。 〔受付時間〕 月・水・金 10:00～16:00 ＜難病患者就職サポーターによる相談（完全予約制）＞ 相談受付：第1金曜日、第3金曜日 10:00～16:00 http://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/mokuteki_naiyou/job/_121082.html

(11) 重症心身障がい児（者）地域生活支援センター

内容	大阪府が二次医療圏域ごとに1か所ずつ設置した重症心身障がい児者の地域生活を支える拠点です。
窓口	<p>【豊能圏域】 社会福祉法人愛和会 ローズコミュニティ・緑地 TEL:06-6866-2941</p> <p>【三島圏域】 社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院 TEL:072-683-1212</p> <p>【北河内圏域】 社会福祉法人枚方療育園 枚方総合発達医療センター TEL:072-858-0373</p> <p>【中河内圏域】 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センターレピラ TEL:072-975-5700</p> <p>【南河内圏域】 社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺和らぎ苑 TEL:0721-29-0836</p> <p>【泉州圏域】 社会福祉法人弥栄福祉会 障害者支援施設くまとり弥栄園 TEL:072-452-7030</p>

(12) 障がい者110番

内容	<p>大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターでは、障がい者の権利擁護や福祉サービス、日常生活に係る相談などについて、専従の相談員が応じています。電話又はFAX、来所等で受け付け、関係機関や障がい者相談員などとの連携を保ちながら問題の解決を行います。</p> <p>受付は、月曜日から金曜日の9時から17時までですが、FAX、留守番電話は、土・日・祝日も含み24時間受け付けています。</p>
窓口	<p>【大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター（大阪障害者自立支援協会）】 TEL:06-6973-0110 FAX:06-6748-0589</p>

(13) 小児慢性特定疾病児等ピアカウンセリング事業

内容	病気を持った子どもの子育てを経験している相談員が、小児慢性特定疾病など長期療養中のお子さんやご家族の悩みをお聞きします。専門職の医師や看護師と違って、同じ立場で気軽に話ができ、共感しながら相談することができます。
窓口	NPO 法人大阪難病連 〒540-0008 大阪市中央区大手前 2-1-7 大阪赤十字会館 8 階 火曜、木曜、土曜の 10 時から 15 時 TEL:06-6809-3869 (FAX 兼用)

(14) 大阪府社会福祉協議会

内容	住民主体の理念に基づき・地域住民やボランティアの参加により地域の様々な福祉課題の解決に取り組んでいます。また、人としての生きる権利を擁護し、自立を支援するために、多くの福祉関係者とともに協力しながら「福祉と共生のまちづくり」を展開していくことを目的に活動を行っています。
窓口	【大阪府社会福祉協議会】 https://www.osakafusyakyō.or.jp/ TEL:06-6762-9471

(15) 大阪府重症心身障害児・者を支える会

内容	重症心身障がい児・者が、地域での生活を続けられるよう支援することを目的に様々な活動を行っています。
窓口	【大阪府重症心身障害児・者を支える会】 http://www.sasaeru.or.jp/ TEL:06-6624-2555 FAX:06-6624-2556

(16) 大阪府肢体不自由者協会

内容	肢体不自由児者の日常生活上のいろいろな問題について、相談に応じています。
窓口	【大阪府肢体不自由者協会】 http://www.daishikyo.or.jp/ TEL:06-6940-4181 FAX:06-6943-4661

(17) 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会

内容	肢体不自由児者をもつ父母がその親睦を図りながら、行政を始め関係機関や施設・団体と緊密な連携を図り、障がい者の自立や社会参加を進め、障がい者福祉の向上や障がい者理解を進めることを目的に活動を行っています。
窓口	【大阪府肢体不自由児者父母の会連合会】 http://daishiren.mond.jp/ TEL:06-6940-4181 FAX:06-6943-4661

第2章 障がい者手帳の交付

障がいのある方々が一貫した相談や援護を受けられるように手帳が交付されます。福祉手当の支給や税金の控除など、手帳を持つことで様々なサービスが受けられます（※等級に応じて異なります）。

（1）身体障がい者手帳の交付

内容	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能及び肝臓機能に障がいのある人に交付します。手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申請 手続	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書と診断書用紙を受け取り、指定医師※の診断を受けてから、その診断書と写真を添えて手続きしてください。 なお、15歳未満の児童については、保護者が代わって申請することになります。 また、HIV感染による免疫機能障がいにかかる申請については、代理申請又は郵送による申請・交付が認められます。 ※下記 Web ページから、指定医師を検索できます。 http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=shiteiishi
窓口	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課 【福祉事務所・町村障がい福祉担当課一覧】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.xls

【手帳の交付対象となる障がいの範囲】

1. 次に掲げる視覚障がいで、永続するもの

- ① 良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.1 以下のもの
- ② 良い方の眼の視力が 0.6 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
- ③ 周辺視野角度（I / 4 視標による。）の総和がそれぞれ 80 度以下又は両眼中心視野角度（I / 2 視標による。）が 56 度以下のもの
- ④ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- ⑤ 両眼解放視認点数が 100 点以下又は両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの

2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障がい、永続するもの
 - ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの
 - ② 一耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
 - ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
 - ④ 平衡機能の著しい障がい
3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
 - ① 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 - ② 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい、永続するもの
4. 次に掲げる肢体不自由
 - ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がい、永続するもの
 - ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がい、永続するもの
 - ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がい
5. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、H I V感染による免疫又は肝臓の機能の障がい、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの

○等級一覧表はこちら

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis17.xls>

(2) 療育手帳の交付

内容	知的障がいと判定した方に交付します。手帳には、障がいの程度によって、A（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申請 手続	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書を受け取り、必要事項を記入の上、写真を添えて手続きしてください。
窓口	居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課 【福祉事務所・町村障がい福祉担当課一覧】 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.xls

※障がい福祉サービスについては、療育手帳の所持は必須ではありません。障がい福祉サービスの申請に関する詳細については、各市町村にお問い合わせください。

(3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付

内容	<p>次ページの交付対象となる障がいの範囲及び等級に該当する方に交付します。手帳には、障がいの程度により1級から3級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。また、手帳用診断書により取得した手帳であれば、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を受けることができる場合があります。（詳細につきましては、居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）にお問い合わせください。）</p>
申請 手続	<p>最寄りの市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）で申請書をお渡ししますので、記入の上、医師の診断書（所定の様式のもので、*初診日から6ヵ月以上経過した時点のもの）又は障がい年金証書の写しに写真を添えて、住所地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）に提出してください。</p> <p>なお、年金証書の写しを添える場合は、さらに次の書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直近の年金振込通知書の写し又は直近の年金支払通知書の写し ② 年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」
窓口	<p>居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）</p>

※障がい福祉サービスについては、精神障がい者保健福祉手帳の所持は必須ではありません。障がい福祉サービスの申請に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。

○生活保護を受給している方の障がい者加算について

生活保護の受給対象となる方が、障がい年金を受給しておられる場合や障がい者手帳を取得されている場合など（症状固定日以後または症状が固定していなくても障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日から1年6か月経過後等）、その障がいの等級などにより、障がい者加算が受けられる場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村等の生活保護担当課にお問い合わせください。

【手帳の交付対象となる障がいの範囲及び等級】

1. 障がいの範囲

統合失調症、気分（感情）障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障がい（記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がい）、発達障がい及びその他の精神疾患が対象であるが、知的障がいは含まれない。

2. 障がい等級

1級、2級、3級の三等級とする。手帳の1級及び2級は、国民年金の障がい基礎年金の1級及び2級と同程度。手帳の3級は、厚生年金の3級よりも広い範囲のものとする。

- 1級 精神障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- 2級 精神障がいであって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に制限を加えることを必要とする程度のも
- 3級 精神障がいであって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のも

※初診日：当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日

第3章 利用できる医療・福祉サービス

障がいのある方々が利用できる制度等について紹介します。

(1) 各種制度等案内 ※個別ケースによって異なる場合があります。

《福祉サービス》

名称	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校～	中学 生～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～
計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画及びサービス等利用計画を作成 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う							→
障がい児相談支援	障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児利用計画を作成する。 支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行う							→
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助の提供							→
重度訪問介護	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般の援助のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な支援を提供							→
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な方に対して、居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供							→
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作、知識技能の付与などの発達支援を行う							→
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う		→					
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う							→

名称	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校～	中学 生～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う							
日中一時支援	日中に介護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的した事業							
生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会等を提供							
短期入所	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供							
日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）	地域における共同生活住居において、常時支援体制を確保し、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供							
療養介護	医療に加え常時介護が必要な方に対して、病院で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助の提供							
施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援の提供							
障がい児入所支援	障がい児入所施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う							
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護その他必要な援助の提供							
同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供や移動の援護、その他必要な援助を提供							
移動支援	障がい者の外出の際に円滑な移動を支援するもの							

《医療サービス》

名称	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校～	中学 生～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～
訪問診療	定期的に医療が必要な状態で通院が困難な患者さんを対象に、訪問診療に対応している診療所や病院から医師が自宅等を訪問し、診療や治療を行う							→
訪問歯科	歯科医院に通院が困難な方を対象に、歯科医師や歯科衛生士が自宅等を訪問し、歯科治療をはじめ、口腔ケアや飲み込みのリハビリを行う							→
訪問看護	看護師等が自宅等を訪問し、主治医の指示のもと、病状の観察や医療的ケア、医療機器の管理や操作援助・指導などを行う							→
在宅患者訪問薬剤管理指導	在宅での療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、処方医の指示に基づき、作成した薬学的管理指導計画に基づき自宅等を訪問し、薬歴管理、服薬指導、服薬支援などを行う							→
訪問リハビリテーション	リハビリ専門職が自宅等を訪問し、主治医の指導のもと、姿勢についてのアドバイスや関節が固まらないための運動、日常生活動作のアドバイスや食事を食べる・飲み込めるようにするための訓練などを行う							→

(2) 相談支援（福祉サービス）

計画相談支援

障がい福祉サービス等の支給決定等の前に、ご本人やご家族の希望や状況等を確認しながら、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定等の後に、サービス事業者等との連絡調整及びサービス担当者会議を行い、サービス等利用計画を作成します。

支給決定後、一定期間ごとにモニタリングを実施し、計画の見直しを行います。

【対象者】

障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者

障がい児相談支援

障がいのある児童が障がい児通所支援の給付決定又は給付決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成します。給付決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整の上、障がい児支援利用計画の作成を行います。給付決定後、一定期間ごとにモニタリングを行います。

【対象者】

通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の保護者

(3) 在宅支援（福祉サービス）

居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むのに支障となる障がいのある方に対して、居宅における食事、入浴等の身体介護、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、通院介助等を行います。

【対象者】

障がい支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である方

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当する支援の度合（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）であること

- ① 障がい支援区分が区分2以上に該当していること
- ② 障がい支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること
 - ・「歩行」：「全面的な支援が必要」
 - ・「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - ・「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - ・「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - ・「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある方で常時介護を要する者に対して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。

【対象者】

障がい支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分6であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた方）であって、次のいずれかに該当する方

1 次のいずれにも該当する方

- ① 二肢以上に麻痺等があること
- ② 障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

2 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方

重度障がい者等包括支援

常時介護が必要な障がいのある方に対して居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供します。

【対象者】

障がい支援区分が区分6（障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方であって、次のいずれかに該当する方

- ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する方
 - ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者
 - ・最重度知的障がい者
- ② 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの発達支援を行います。

【対象者】

重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児

(4) 在宅支援（医療サービス）

訪問診療

定期的に医療が必要な状態で通院が困難な患者さんを対象に、訪問診療に対応している診療所や病院から医師が自宅等を訪問し、診療や治療を行います。通院が困難な場合は、主治医等にご相談ください。

各種保険に応じた自己負担額が生じますが、「重度障がい者医療費助成」や「乳幼児医療費助成」等に該当する場合は、その併用により軽減することができます。

訪問歯科

歯科医院に通院が困難な方を対象に、歯科医師や歯科衛生士が自宅等を訪問し、歯科治療をはじめ、口腔ケアや飲み込みのリハビリを行います。

各種保険に応じた自己負担額が生じますが、「重度障がい者医療費助成」や「乳幼児医療費助成」等に該当する場合は、その併用により軽減することができます。

訪問看護

看護師等が自宅等を訪問し、主治医の指示のもと、病状の観察や医療的ケア、医療機器の管理や操作援助・指導などを行うほか、ご家庭の健康相談など医療のみならず家族全体の生活に関する継続的な支援を行います。訪問看護の利用を希望される場合、主治医やお近くの訪問看護ステーションにご相談ください。

各種保険に応じた自己負担額が生じますが、「重度障がい者医療費助成」や「乳幼児医療費助成」等に該当する場合は、その併用により軽減することができます。

在宅患者訪問薬剤管理指導

在宅での療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、処方医の指示に基づき、作成した薬学的管理指導計画に基づき自宅等を訪問し、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤の服薬状況・保管状況及び残薬の有無の確認などを行います。

訪問リハビリテーション

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などのリハビリ専門職が自宅等を訪問し、主治医の指示のもと、姿勢についてのアドバイスや関節が固まらないための運動、日常生活動作のアドバイスや食事を食べる・飲み込めるようにするための訓練などを行います。

(5) 通所・入所支援（施設等で受けられるサービス）

児童発達支援（医療型児童発達支援）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援（医療型児童発達支援の場合は、支援及び治療）を行います。

【対象者】

○児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児（具体的には次のような例）

- ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

○医療型児童発達支援

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

【対象者】

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

保育所等訪問支援

保育所や児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

【対象者】

保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する障がい児であって、当該施設において専門的な支援が必要と認められた障がい児

日中一時支援

日中に介護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的した事業です。

【対象者】

障がい者等であって、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた方

生活介護

常時介護が必要な障がいのある方に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方として次に掲げる方

- ① 障がい支援区分が区分3（障がい者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である方
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分が区分2（障がい者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である方
- ③ 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方であって、障がい支援区分が区分4（50歳以上の方は区分3）より低い方で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた方

短期入所（医療型短期入所）

障がいのある児者を介護している家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合に、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【対象者】

○短期入所（障がい者支援施設等において実施）

- ① 障がい支援区分が区分1以上である障がい者
- ② 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

○医療型短期入所（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）

遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者 等

①18歳以上の利用者…次のいずれかに該当する方

- ・区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ・区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方若しくは区分5以上に該当する重症心身障がい者

②障がい児…重症心身障がい児

③遷延性意識障がい児・者

日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)

地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に、主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の支援を行います。

日中サービス支援型では、常時の支援体制を確保し、日常生活上の支援を行います。

【対象者】

障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る）

療養介護

医療及び常時介護を必要とする障がいのある方に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。

療養介護のうち医療にかかるものは療養介護医療として提供します。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加えて、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる方

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であつて、障がい支援区分が区分6の方
- ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であつて、障がい支援区分が区分5以上の方
- ③旧重症心身障がい児施設に入所した方又は指定医療機関に入院した方であつて、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の方

施設入所支援

夜間に介護を必要とする障がいのある方に、居住の場を提供し、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

「障がい者支援施設」とは、居住の場を提供するとともに主として夜間の支援を行う「施設入所支援」と日中活動の支援を行う「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援B型」を組み合わせる施設のことを言います。

【対象者】

- ① 生活介護を受けている方であって障がい支援区分が区分4（50歳以上の方にあっては区分3）以上である方
- ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は通所によって訓練を受けることが困難な方
- ③ 特定旧法指定施設に入所していた方であって継続して入所している方又は、地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な方のうち、①又は②に該当しない方若しくは就労継続支援 A 型を利用する方
- ④ 平成 24 年 4 月の改正児童福祉法の施行の際に障がい児施設（指定医療機関を含む）に入所していた方であって継続して入所している方

障がい児入所支援(医療型障がい児入所支援)

○障がい児入所支援

障がい児入所施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

【対象者】

- ① 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）
- ② 児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童

○医療型障がい児入所支援

障がい児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等する障がい児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

【対象者】

- ① 知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児
- ② 児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童

(6) 外出支援

行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。

【対象者】

障がい支援区分が区分3以上であって、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の割合）である方

同行援護

視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の支援を行います。

【対象者】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント調査票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ移動障がい以外の欄（「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」）に係る点数のいずれかが1点以上である方

移動支援

障がい者の外出の際に円滑な移動の支援を行います。

【対象者】

障がい者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた方

重度訪問介護(再掲)

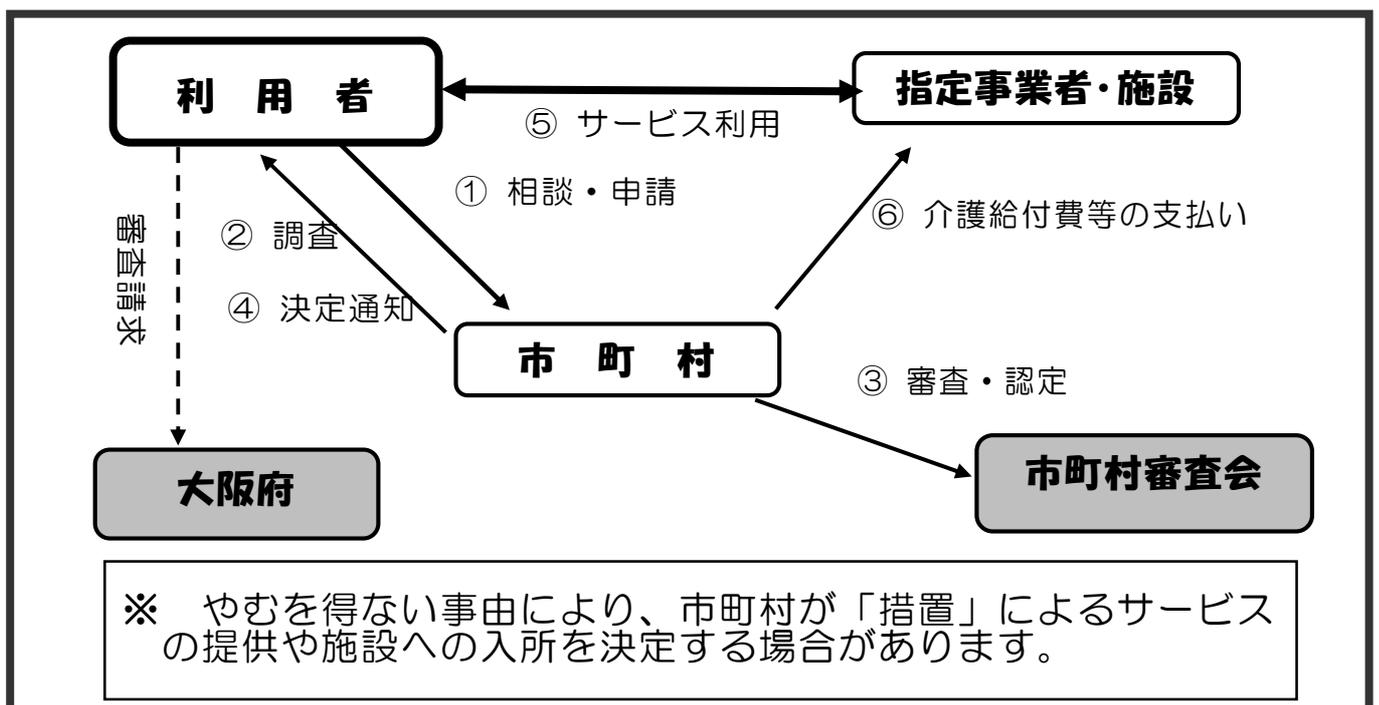
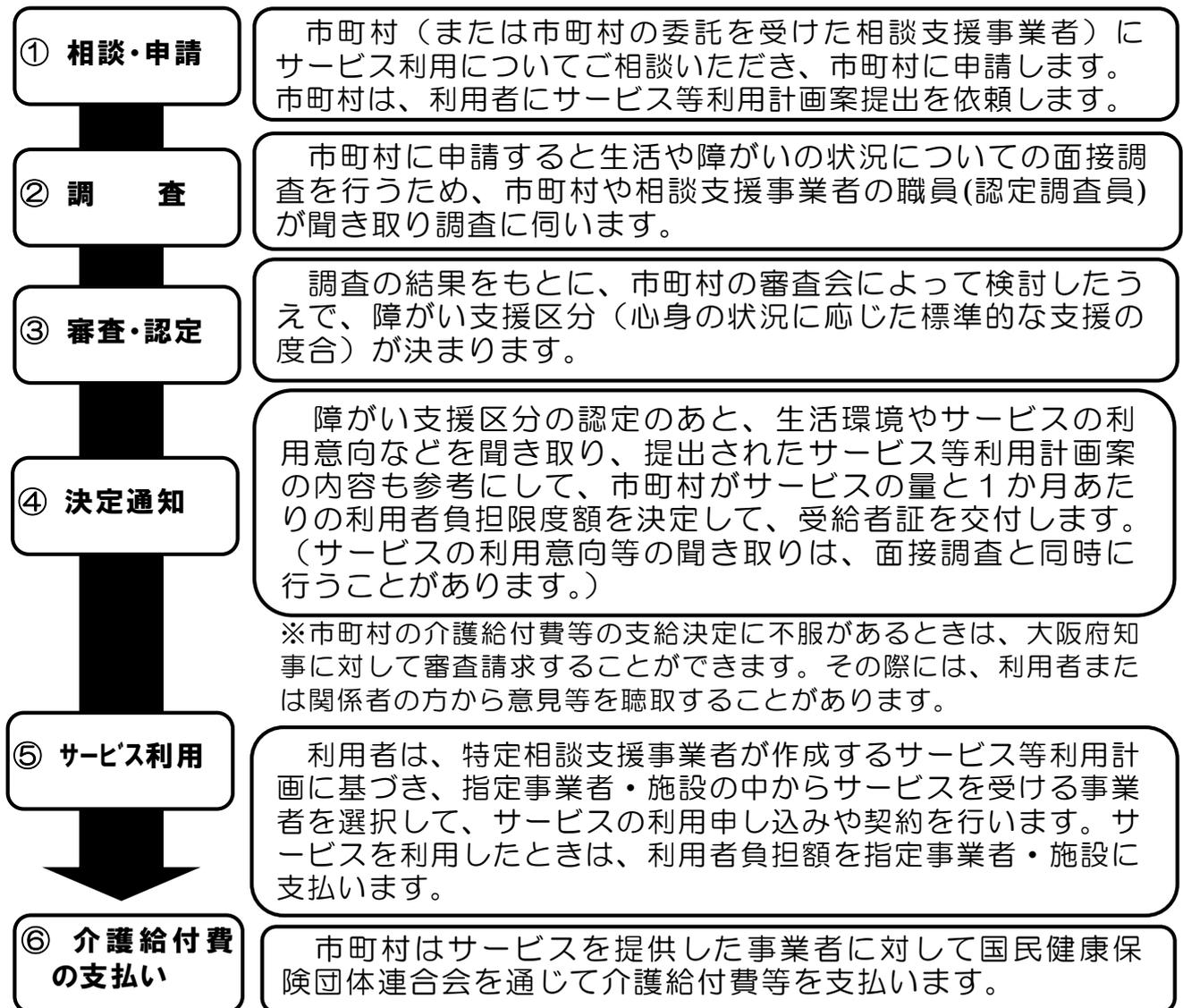
重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある方で常時介護を要する者に対して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。

【対象者】

障がい支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分6であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた方）であって、次のいずれかに該当する方

- 1 次のいずれにも該当する方
 - ① 二肢以上に麻痺等があること
 - ② 障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること
- 2 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方

(7) 障がい福祉サービスの利用までの流れ



(8) その他 (事業所検索等)

WAM NET(独立行政法人福祉医療機構)障害福祉サービス等情報検索

介護・福祉・医療などの制度解説や研修セミナー情報など、福祉・保健・医療の情報を総合的に提供している情報サイトです。独立行政法人福祉医療機構が運営しています。

《WAM NET》

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

障がい者医療・リハビリテーションセンター

障がい者医療・リハビリテーションセンターは、障がい者が地域での生活や社会参加することのできる最大限の力を身につけるための支援、いわゆる「社会リハ」を推進するため、医療部門と福祉部門が相互に連携し、障がい者が早期に地域移行が図れ、地域生活が継続できるためのリハビリテーションを実施します。

また、当センターは市町村の障がい福祉サービス実施機関等との連携の要として、地域におけるリハビリテーションが円滑に行われるための技術支援、専門的相談支援体制の構築、情報の受発信を行い、障がい者医療とリハビリテーション推進のための拠点をめざします。

平成19年4月1日に、大阪急性期・総合医療センター敷地内に、障がい者医療・リハビリテーションセンターを開設しました。障がい者医療・リハビリテーションセンターは、3つの部門で構成されています。

◆障がい者医療・リハビリテーション医療部門 (大阪急性期・総合医療センター)

多様な医療ニーズに対応する大阪急性期・総合医療センターの一部としてリハビリテーション医療、障がい者医療、障がい者歯科により構成されています。

《診療に関するお問合せやご相談》

TEL:06-6692-1201 FAX:06-6693-4143

◆大阪府立障がい者自立センター

医療機関による医療リハビリテーションを終えられた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるための支援を行います。

《障がい者自立センター利用に関するお問合せ》

TEL:06-6692-2971 FAX:06-6692-2974

◆大阪府障がい者自立相談支援センター

地域における相談支援体制充実のための研修や障がい特性に応じた総合的な支援を行い、障がい者の自立を支援します。

《身体障がい者手帳・療育手帳や、身体障がい・知的障がいに関するご相談》

TEL:06-6692-5261（地域支援課）

TEL:06-6692-5262（身体障がい者支援課）

TEL:06-6692-5263（知的障がい者支援課）

TEL:06-6692-5264（手帳発行関係）

FAX:06-6692-3981・06-6692-5340

大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業 協力医療機関

大阪府では、医療機関の協力・連携により、脊髄損傷の合併症や脳性麻痺の二次障がい、脳性麻痺・筋疾患の消化器・呼吸器合併症等に対応するため、初期又は専門的な診療の提供や患者紹介の円滑化を図ることを目的として、『障がい者地域医療ネットワーク』を形成しています。

《協力医療機関一覧》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-info/tiikiiryou-network1.html>

障がい者歯科診療

歯科診療所では対応の困難な障がい者の歯科診療を行う施設として、大阪急性期・総合医療センター、（一社）大阪府歯科医師会附属歯科診療所障がい者診療など26か所の障がい者歯科診療を実施する医療機関があります。

《各医療機関一覧》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/hanokenkou/shougaisikasetu.html>

第4章 活用できる手当・助成等

(1) 手当・年金等

《手当・年金等》

名称	対象・内容	0歳 ~	1歳 ~	小学 校~	中学 生~	高校 ~	18歳 ~	20歳 ~
障がい基礎年金	国民年金に加入されている人が、病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金（20歳未満の病気やけが等により障がい者となった場合は、20歳に達したときから受給可能となる制度もあります。）							→
年金生活者支援給付金	年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するもの							→
特別障がい者手当	20歳以上であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障がい者に対して手当を支給するもの							→
障がい児福祉手当	20歳未満であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障がい児（者）に対して手当を支給するもの							→
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある児童を監護している父母又は父母に代わって養育している方に対して手当を支給するもの							→
重度障がい者在宅生活応援制度	障がい者の自立と社会参加に向け、重度障がい者と介護する者へのさらなる応援により、在宅生活の一層の推進を図ることを目的として、重度障がい者と同居している介護者への給付金を支給するもの							→

名称	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校～	中学 生～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～
障がい者扶養共済制度	障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障がいを有することとなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度							→
自動車事故対策機構による介護料の支給	自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」、または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）」から介護料が支給							→
生活福祉基金	低所得者、障がい者や高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的として貸付を行う制度							→

障がい基礎年金

国民年金に加入されている人が、病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金です。（20歳未満の病気やけが等により障がい者となった場合は、20歳に達したときから受給可能となる制度もあります。）

【対象者】

- ① 国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日（※）から1年6ヵ月を経過した日あるいは1年6ヵ月以内に治った日（ともに障がい認定日といいます）に、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態に該当する場合、または障がい認定日に障がい等級表の1級または2級の障がいになかった人が、その後65歳に達する日の前日までにその障がいが悪化し、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態になり、65歳に達する日の前日までに本人が請求した場合（事後重症制度）で、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている人
 - （ア） 初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた月と保険料免除を受けた月を合わせて3分の2以上あること
 - （イ） 令和8年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料の滞納期間がないこと（初診日において65歳未満の人に限り）
- （※）初診日＝障がいの原因となる傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日
- ② 20歳前の傷病により20歳に達したとき（障がい認定日が20歳以後の場合はその障がい認定日）に障がい等級表の1級または2級に該当する程度の障がいの状態にある人または20歳に達したときに障がい等級表の1級または2級の障がいになかった人が、その後65歳に達する日の前日までにその障がいが悪化し、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態になり、65歳に達する日の前日までに請求した人（事後重症制度）

【年金額等】

年金額は、1級が年額 977,125 円、2級が年額 781,700 円で、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。（初回払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。）

また、子の加算額は、第1子及び第2子については、一人につき年額 224,900 円で、第3子以降については、一人につき年額 75,000 円です。

（注）

- 1 対象者の②について、本人の前年の所得が一定金額以上ある時は、年金の全額または半額が支給停止されます。
- 2 子の加算については、受給権者によって生計を維持されている子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未満で1級または2級の障がいの状態にある子）があるときに加算されます。
- 3 年金額等は、法律等により改定されます。

- 4 身体障がい者手帳は「身体障害者福祉法」及び精神障がい者保健福祉手帳は「精神保健福祉法」により、また、障がい基礎年金は「国民年金法」により定められている異なる制度です。したがって、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳(以下、「障がい者手帳」という。)の等級と障がい基礎年金の等級とは連動していません。障がい者手帳で 1 級または 2 級となっても、必ずしも障がい基礎年金が 1 級または 2 級とはなりません。
- ※ 障がい基礎年金に関する詳しい内容は、各市町村国民年金担当課または年金事務所までお問い合わせください。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

【対象者】

○老齢年金生活者支援給付金

- (1) 65 歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
- (2) 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- (3) 前年の公的年金等の収入金額※とその他の所得との合計額が 879,900 円以下である。

※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

○障害年金生活者支援給付金

- (1) 障害基礎年金の受給者である。
- (2) 前年の所得※1 が 4,621,000 円※2 以下である。

※1 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません

※2 扶養親族の数に応じて増額。

○遺族年金生活者支援給付金

- (1) 遺族基礎年金の受給者である。
- (2) 前年の所得※1 が 4,621,000 円※2 以下である。

※1 遺族年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族の数に応じて増額。

【窓口】

《年金生活者支援給付金に関するお問合せ》

TEL:0570-05-1165 (年金ダイヤル)

特別障がい者手当

20歳以上であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障がい者に対して手当を支給する制度です。

【対象者】

- ① 身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級または2級程度の異なる障がい重複している人、またはこれらの障がいと日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神の障がい（最重度の知的障がい）が重複している人
- ② ①の身体障がいまたは精神障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね3級程度の障がい、または日常生活での動作および行動が著しく困難な状態である知的障がいもしくは精神の障がい重複している人
- ③ 両上肢、両下肢または体幹機能の障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級または2級程度の障がいがあり、かつ、日常生活動作（両上肢、両下肢及び体幹におよぶ動作）を行うのに著しい困難がある人
- ④ 内部機能の障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級程度の障がいもしくは身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を要する病状（慢性疾患等の内部疾患のある人も対象）があって、そのため絶対安静の状態である人
- ⑤ 精神の障がいと日常生活において常時介護を要する程度以上の障がいまたは最重度の知的障がいであって、日常生活で動作及び行動に著しい困難がある人
※身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。

【手当額等】

手当額は、月額27,350円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。（令和2年4月1日現在）

【窓口】

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課

障がい児福祉手当

20歳未満であって、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障がい児（者）に対して手当を支給する制度です。

【対象者】

- ① 身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね1級または2級程度の身体の機能の障がいのある人
- ② 身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり（慢性疾患等の内部疾患のある児童も対象）、その状態が①と同程度以上と認められる人で日常生活において常時の介護を必要とする人

- ③ 最重度の知的障がいのある人または精神の障がいのある人で、日常生活において常時介護を要する程度以上の人
 - ④ 身体機能の障がいもしくは病状または重度の知的障がいもしくは精神の障がい重複する人で、その状態が①、②、③と同程度以上と認められる程度の人
- *身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。

【手当額等】

手当額は、月額 14,880 円で、毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の年 4 回に分けて支給されます。(令和 2 年 4 月 1 日現在)

【窓口】

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課

特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある児童を監護している父母又は父母に代わって養育している方に対して手当を支給する制度です。

【対象者】

20 歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）又は父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する人。

ただし、つぎのいずれかに当てはまる場合は、受給することができません。

- ① 父、母、養育者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- ② 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けるとき
- ③ 対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、通所施設を除く）に入所しているとき

【手当額等】

手当額は、1 級：月額 52,500 円、2 級：月額 34,970 円で毎年 4 月、8 月、11 月の年 3 回に分けて支給されます。(令和 2 年 4 月 1 日現在)
※「物価スライド制」の適用により改定される場合があります。

【窓口】

市（区）町村特別児童扶養手当担当窓口

重度障がい者在宅生活応援制度(重度障がい者在宅介護支援給付金)

障がい者の自立と社会参加に向け、重度障がい者と介護する者へのさらなる応援により、在宅生活の一層の推進を図ることを目的として、重度障がい者と同居している介護者への給付金を支給する制度です。

【対象者】

療育手帳の障がい程度が「A（重度）」で、かつ身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けた人と同居している介護者（施設に入所・グループホームに入居・医療機関に入院（付き添いが必要な場合を除く）・特別障がい者手当を受給している方は対象外です）

【手当額等】

手当額は、月額 10,000 円で、毎年1月、4月、7月、10月の年4回に分けて支給されます。

【窓口】

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課

障がい者扶養共済制度

障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障がいを持つこととなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。

【対象者】

身体障がい者(身体障がい者手帳1～3級)、知的障がい者もしくは精神障がい者または同程度の永続的な障がいのある人の保護者であり、次の要件を満たしている人

- ①政令市（大阪市・堺市）を除く府内に在住していること
（政令市では各市で運営しています。）
- ②65歳未満であること
- ③特別な病気がないこと

【内容】

障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより加入者が死亡または重度の障がいを持つこととなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。年金額は、1口あたり月額 20,000 円です。障がい者1人につき2口まで加入できます。

【窓口】

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課

自動車事故対策機構による介護料の支給

自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」、または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）」から介護料が支給されます。詳しい内容は下記問い合わせ先にご確認ください。

【支給対象となる費用】

介護用品の購入等・在宅介護サービス・介護用消耗品の購入

【窓口】

独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

TEL:06-6942-2804

<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html>

生活福祉資金

低所得者、障がい者や高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的として貸付を行う制度です。

【窓口】

- ・市町村社会福祉協議会
 - ・大阪市内は各区社会福祉協議会又は大阪府社会福祉協議会
- 《市町村社会福祉協議会（大阪市以外）》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis33.doc>

《市町村社会福祉協議会（大阪市）》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis34.xls>

(2) 医療費の助成

≪医療費の助成≫

名称	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校～	中学 生～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～	
自立支援医療費 (育成医療)	育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の一部を助成するもの	→							
自立支援医療費 (更生医療)	更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の一部を助成するもの						→		
自立支援医療費 (精神通院医療)	精神通院医療の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするための医療費の一部を助成するもの	→							
指定難病特定医療費助成	指定難病にり患している方が、指定医療機関で行われる医療を受ける場合、その医療費の一部を助成するもの ※厚生労働省が指定する指定難病	→							
特定疾患医療費助成	特定疾患にり患している方が、契約医療機関で行われる医療を受ける場合、その医療費の自己負担分を助成するもの ※厚生労働省が指定する特定の疾患	→							
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病にり患している児童等が指定医療機関で行われる医療を受ける場合、その医療費の一部を助成するもの ※厚生労働省が指定する疾病	→						→	
		※新規申請は18歳未満、継続は20歳未満まで							
重度障がい者医療費助成	重度の障がいのある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の一部を助成するもの	→							
ひとり親家庭医療費助成	親が離婚したり、死亡した等の児童の家庭に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の一部を助成するもの	→							親等
		→							子
乳幼児医療費助成	乳幼児を育てる家庭に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の一部を助成するもの	→						※市町村により対象の年齢を拡充しています。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。	
未熟児養育医療給付	入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において行われた医療費の一部を助成するもの	→							

自立支援医療費(育成・更生・精神)

○育成医療

【内容】

育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。

育成医療費の支給を受けるには、居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療(育成医療)担当課で自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書を受け取り、申請手続きをします。

なお、育成医療申請の際は、指定育成医療機関の意見書が必要です。

【対象者】

身体障がい児(18歳未満)

【窓口】

居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療(育成医療)担当課

○更生医療

【内容】

更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。

更生医療受給者証の交付を受けるには、居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療(更生医療)担当課で、自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書を受け取り、申請手続きをします。

なお、更生医療申請の際は、指定更生医療機関の意見書が必要です。

【対象者】

18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの人

【窓口】

居住地の福祉事務所または市町村自立支援医療(更生医療)担当課

○精神通院医療

【内容】

精神通院医療の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、

一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になることがあります。自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けるには、居住地の市町村精神保健福祉担当課で、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続きをします。

なお、精神通院医療申請の際は、指定精神通院医療機関の診断書が必要です。

【対象者】

通院により精神疾患の治療を受けている方

【窓口】

居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市は保健センター）

特定医療費（指定難病）助成

【内容・対象者】

平成27年1月1日付けで難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病（令和元年7月から 333 疾病。）に対して医療費の助成を行っています。

対象者、対象疾病、給付の内容の詳細につきましては下記HPの「難病に係る医療費助成制度（難病法に基づく制度）」に掲載されています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiryohizyose/index.html>

【窓口】

居住地を管轄する保健所または保健センター

特定疾患医療費助成

【内容・対象者】

難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患（平成27年7月1日現在、4疾患。）に対して医療費の助成を行っています。

対象者、対象疾患、給付の内容の詳細につきましては下記HPの「特定疾患医療費助成」に掲載されています。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/t_sikkan/index.html

なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、平成27年1月から新しく医療費助成制度が始まり、従来の56疾患のうち53疾患は、特定医療費（指定難病）助成制度に移行されました。

【窓口】

居住地を管轄する保健所または保健センター

小児慢性特定疾病医療費助成

【内容・対象者】

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病ごとに定められた認定基準を満たす患者の治療にかかる医療費を、公費によって助成する制度があります。

対象者、対象疾病、給付の内容等詳細は下記 HP の「小児慢性特定疾病医療費助成制度 利用の手引き」に掲載されています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/shoumanshippei/seidokaisei.html>

【窓口】

居住地を管轄する保健所または保健センター

重度障がい者医療費助成

【内容】

重度の障がいのある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額が助成されます（食事療養費の標準負担額は除く）。

一つの医療機関等あたり入院・入院外各500円以内/日が助成されます。

※複数の医療機関等を受診した場合で一部自己負担の合計額が1ヶ月あたり3,000円を超えた場合は、その超えた額が市(区)町村の窓口で償還されます。

なお、他の公費負担医療(更生医療・特定医療費(指定難病)等)の給付が受けられる場合はそちらが優先されます。

【対象者】

- ・身体障がい者手帳1、2級所持者
- ・知的障がいの程度が重度と判定された人
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- ・特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障がい年金(または特別児童扶養手当)1級該当者
- ・身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がいのある人

【窓口】

居住地の市町村重度障がい者医療担当課

ひとり親家庭医療費助成

【内容】

親が離婚したり、死亡した等の児童の家庭に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部が助成されます。

一つの医療機関等あたり入院・入院外各500円以内/日

※複数の医療機関等を受診した場合で一部自己負担の合計額が1ヶ月あたり2,500円を超えた場合は、その超えた額が市(区)町村の窓口で償還されます。

【対象者】

大阪府内の市町村に住所がある、次に該当する方

(1) ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子

(2) (1)の子を監護する父又は母

(3) (1)の子を養育する養育者

(4) 裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者と18歳に到達した年度末日までの子

【窓口】

居住地の市町村ひとり親家庭医療担当課

乳幼児医療費助成

【内容】

乳幼児を育てる家庭に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部が助成されます。

一つの医療機関等あたり入院・入院外各500円以内/日

※複数の医療機関等を受診した場合で一部自己負担の合計額が1ヶ月あたり2,500円を超えた場合は、その超えた額が市(区)町村の窓口で償還されます。

【対象者】

大阪府内の市町村に居住する小学校就学前児童

市町村により対象の年齢を拡充しています。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

【窓口】

居住地の市町村乳幼児医療担当課

未熟児養育医療

【内容】

入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において行われた医療に係る費用の一部を負担します。未熟児養育医療給付制度では、養育医療給付に要した医療費総額のうち、健康保険から給付される分（約 8 割相当）を除く、健康保険自己負担の範囲内で、徴収基準月額をもとに一部負担金を算定します。

一部自己負担金は、入院された月ごとに、1 ヶ月間（1 日から月末まで）入院された場合は、徴収基準月額の全額を、月の途中で入退院された場合は、日割り計算した金額を負担していただきます。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

【対象者】

次に掲げるいずれかの症状を有するもの。

- 1 出生体重が2,000g以下の未熟児
- 2 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。

(ア)一般状態

- a 運動不安、けいれんがあるもの
- b 運動が異常に少ないもの

(イ)体温 摂氏34度以下

(ウ)呼吸器循環器系

- a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
- b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの
- c 出血傾向の強いもの

(エ)消化器系

- a 生後24時間以上排便のないもの
- b 生後48時間以上嘔吐持続しているもの
- c 出血吐物、血性便のあるもの

(オ)黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。(重症黄疸による交換輸血を含む)

【窓口】

居住地の市町村未熟児養育医療担当課

(3) 割引、税の減免等

○割引制度（鉄道、バス、航空機、船舶、タクシー、有料道路、NHK受信料等）

※障がいのある方本人のみの場合、介護者も割引になる場合等がありますので各事業所にお問い合わせください。

○各種所得、税金の控除、軽減、減免、非課税

各種所得控除、自動車税・所得税の減免、住民税の軽減、相続税の控除、贈与税の非課税（特定障がい者扶養信託）、消費税の非課税（身体障がい者用物品関係）

※各制度における対象要件については、課税団体の各事務所（国、府、市町村窓口）にお問い合わせください。

(4) 補装具等

補装具費の支給

【内容】

失われた身体機能の補完、代替する用具の購入、修理又は借受けに要する費用について支給されます。費用は用具の種類別に基準額が定められており、所得に応じた負担上限月額の設定があります。また障がい福祉サービスの負担額等と合算され、高額障がい福祉サービス等給付費による軽減措置の対象となります。

また、障がいの状況その他やむを得ない事情により、国が定める基準以外の補装具を必要とするときは、市町村の担当窓口にご相談ください。

補装具費の支給を受けるには、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課で補装具費支給申請書を受け取り、手続きをします。

【補装具の種類（例）】

- ① 肢体不自由者 義肢、装具（上肢・下肢・体幹装具）、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、クッション、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置
- ② 視覚障がい者 視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡
- ③ 聴覚障がい者 補聴器
- ④ 内部障がい者 車椅子、電動車椅子

【対象者】

身体障がい者・身体障がい児及び障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病による障がいのある方（ただし、補装具の種類によっては、障がいの種別、等級により交付等が制限される場合があります。）

【窓口】

居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課

日常生活用具の給付・貸与

【内容】

障がい者が日常生活をより円滑に営むことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。一部自己負担があります。

用具の種類は、市町村によって異なりますので、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課にお問い合わせください。

日常生活用具の支給・貸与を受けるには、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課で日常生活用具給付申請書を受け取り、手続きをします。詳しくは次の窓口までお問い合わせください。

【窓口】

居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課

小児慢性特定疾病の方への日常生活用具の給付

【内容】

小児慢性特定疾病の人が、日常生活をより円滑に営むことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。世帯の前年の所得税額等に応じて一部負担があります。

給付券の交付を受けるには、居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課で日常生活用具給付申請書を受け取り、手続きをします。

なお、手続きの際には、医師の診断書が必要となる場合があります。

【対象者】

日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等便宜を必要とする小児慢性特定疾病児等であって、次のそれぞれの要件を全て満たす者としてします。

- (1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている児童等
- (2) 在宅で療養している者
- (3) 障害者総合支援法等の施策の対象とはならない者

【窓口】

居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課

難聴児への補聴器購入費用の交付

【内容】

身体障がい者手帳の交付対象とならない中度難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を交付します。また、補聴器を購入するために検査を受けた難聴児に対し、5千円を上限額として、その検査料（他制度で助成を受けている場合を除く）を交付します。

【対象者】

身体障がい者手帳の交付対象とならない（但し、両耳60デシベル以上の）中度難聴児（対象児の保護者が属する世帯の中に、申請を行う時点での直近の課税総所得金額が770万円以上の者がいる場合は、交付の対象外）

【窓口】

居住地の市町村障がい福祉担当課

第5章 府における医療的ケア児者を受け入れる体制整備及び人材育成への支援

(1) 医療型短期入所支援強化事業

【事業概要】

大阪府では、在宅で生活されている医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の方が、身近な医療機関において医療型短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、一定の要件を満たす方を短期入所で受け入れた医療機関に対し補助金を交付する「医療型短期入所支援強化事業」を実施しています。

【対象要件】

大阪府内（政令市を除く（※1））在宅の障がい児者の方で、運動機能が座位までであり、かつ、判定スコア（※2）が10点以上の方。

（※1）大阪市及び堺市にお住まいの方の利用については、当該市を通じて補助します。

（※2）判定スコアとは、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成22年3月5日保医発0305第2号）の別添6の別紙14「超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準」の2. 判定スコアを指し、実施機関で判定を行います。

- ・事業主体：大阪府（28年度より、大阪市民・堺市民の利用についても対象）
- ・助成事業所：医療機関が実施する医療型短期入所事業所（空床利用型のみ）
＜事業所一覧＞

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shisetsufukushi/iryuu-tankinyusyo/index.html>

※大阪市民・堺市民の利用については当該市を通じて補助

- ・助成額：1日あたり10,300円を上限
- ・実績（令和元年度）※（）内はうち政令市
登録者数：356人（190）、延べ利用者数：726人（436）、
述べ利用日数：4,311日（2,736）

○支給決定について：お住まいの市町村の障がい福祉担当課

○利用や具体的な手続きについて：各実施病院のお問い合わせ窓口

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

【事業概要】

医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期間入院した後、退院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）等が増加しています。

こうした状況を踏まえ、医療的ケア児等が地域において必要な支援を受けながら安心して生活し続けることができるよう、多様化する医療的ケア児等のニーズを的確に把握し、関係機関との連携調整を行うための体制を整備し、きめ細やかで適切な支援につなぐため、それらをコーディネートする者を養成することを目的とし、国が定めるカリキュラムに基づく研修を実施しています。

【受講対象】

市町村から医療的ケア児等コーディネーターを担う者として推薦を受けた者

(3) 医療的ケア児等支援者養成研修

【事業概要】

医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期間入院した後、退院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）等が増加しています。こうした状況を踏まえ、医療的ケア児等が地域において必要な支援を受けながら安心して生活し続けることができるよう、それらを支援する者を養成するため、国が定めるカリキュラムに基づく研修を実施します。

【受講対象】

医療的ケアが必要な者に対して現に支援している者。または、今後支援を行う予定・意思のある者。

(4) 障がい児等療育支援事業（重症心身障がい児者支援）

【事業目的】

重症心身障がい児を受け入れている通所事業所（医療型児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等）を対象に、支援技術の向上を図っています。

また、新規に受け入れを検討している事業所等に対し、支援のノウハウを提供することで、重症心身障がい児を支援する事業所の設置促進を図っています。

【事業概要】

重症心身障がい児の支援については、福祉的な支援スキル、医療的な支援スキルの両側面が求められるため、①福祉的な面からの機関支援（全職種対象）、②医療的な面からの機関支援（看護師等医療従事者対象）の二側面から事業を実施しています。

・福祉的な面（全職種対象）

H30年度に支援ツール（支援現場での介助姿勢や遊びの支援の実践について技法や事例、Q&Aを示したもの）を作成。R元年度以降、支援ツールを活用した機関支援を実施。

（機関支援内容） 全体研修会、専門相談会、事例検討会、見学・実習、相談への助言

・医療的な面（看護師等医療従事者対象）

看護師等医療従事者は各事業所で単独配置であることが多く、助言指導が不足している状況にある。H30年、R元年度に事業所の医療従事者へのヒアリングやアンケートを実施。得られた意見を元に、機関支援を実施。

（機関支援内容） 全体研修会、専門相談会、事例検討会、見学・実習、相談への助言

(5) 医療的ケア児保育支援モデル事業

【事業目的】

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

【事業概要】

医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等の対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。

加えて、必要に応じて以下の取組を実施する。

- ・医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する（研修受講や代替職員の配置に要する費用の補助）
- ・医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う等

(6) 障がい・難病児等療養支援体制整備事業

【事業目的】

身体に障がいのある児及び慢性特定疾病児を早期発見し、障がいの受容や適切な医療・療養を確保します。

また、障がい・難病児を持つ保護者の育児不安の軽減や、障がい・難病児の生活の質の向上を図り、地域の療育支援体制を推進します。

【事業概要】

- ・府保健所を拠点として、本人・家族等に対し、訪問、専門職相談（医師・理学療法士・作業療法士・心理判定員等）、療育相談、学習交流会を実施
- ・在宅高度医療児が、在宅移行後、児の成長とともに必要となる保健、医療、福祉、教育等の様々なサービスについて、サービスの内容、サービスが必要となる時期、サービスを提供する関係機関を明確にするとともに、関係機関間でこれらの情報を共有するため、「小児在宅支援地域連携シート（府基本版）」の活用

(7) 大阪府の小・中学校における医療的ケア

○市町村医療的ケア体制整備推進事業

【事業概要】

小・中学校に看護師を配置する市町村に対して、その経費の一部について補助。
(R2年度末終了)

○市町村医療的ケア等実施体制サポート事業

【事業概要】

小中学校に勤務する看護師に対する医療講習会を実施。

「学校看護師」という職の普及・啓発を目的に、教職員、学校看護師（ナースセンターに登録中の求職者を含む）等を対象に実践報告会を実施。

医療的ケア児が在籍する小中学校に対し、学校における医療的ケアに造詣が深い医師等の専門家を派遣し、医療的ケア実施体制整備に係る指導助言を行う。

医療的ケア児の転入学や新たな障がい種別の支援学級新設に伴う施設整備等が必要な市町村に対して、その初期費用の一部について補助

(8) 府立支援学校における医療的ケア

○医療的ケア実施体制整備事業

【事業概要】

法定研修を含めた医療的ケアに関する研修会を看護協会等と連携して実施。

○安全対策事業

【事業概要】

宿泊行事等の実施にあたり、看護師の付添いにかかる経費を措置。

○医師への相談事業

【事業概要】

医療的ケアや整形外科的な対応が必要な幼児児童生徒の指導及び支援を行うために必要な医師への相談体制を整備。

(9) 府立高等学校における医療的ケア

○障がいのある生徒の高校生活支援事業

【事業概要】

医療的ケアを必要とする生徒が在籍する学校に、専門的知識と技術のある看護師を配置。

(10) 府立学校医療的ケア通学支援事業

府立学校において、通学途上で医療的ケアが必要なため、通学が困難な児童生徒の学習機会の保障と、送迎等を行っている保護者の負担軽減を図ります。

【対象者】

- ・府立学校に在籍していること
- ・一年間、登下校中に次の医療的ケアが何度も必要となるため、通学が困難な状態にあり、通学を安全に行うとともに、学校での万全な医療的ケア体制を確保することができることと府教委、学校長が判断していること

- ① 口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引
- ② 気管カニューレ内部等の喀痰吸引
- ③ 酸素療法や人工呼吸器の管理等
- ④ ①から③と同等の医療的ケア

【実施する医療的ケア】

- ・上記①～④に係る主治医の指示（指示書）に基づく医療的ケア
- ・ただし、介護職員が対象児童生徒に実施する医療的ケアは、認定特定行為業務従事者認定証に記載のある行為とする。

【問い合わせ窓口】

大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課 生徒支援グループ
TEL:06-6941-0618 FAX:06-6944-6888



あなたは準備万全？

小児慢性特定疾病児と 保護者の皆さまへ

～災害発生時に備えてチェックをしましょう！～

©2014 大阪府もずやん

大阪府の療養生活調査の結果、患者さんの30%が、避難所を確認していないと回答しています！

□ その1：お住まいの地域の避難所を知っている

ハザードマップを見て、避難経路も確認しておきましょう。
可能であれば、実際に行って設備なども確認しておきましょう。
避難の際に協力者が必要な場合は、協力を得られるよう準備しておきましょう。

□ その2：緊急時に持ち出すものを準備している

特に大切なのは、お薬や処置に必要な物品です。内服薬の優先順位や薬が確保できない場合の対処法などを、担当医と相談しておきましょう。

準備する物品の例

基本的な持ち出し物品	<ul style="list-style-type: none"> □ 現金、携帯電話、連絡先を書いたメモ、保険証、乳幼児医療医療証、通帳、印鑑 など □ 非常食(乳幼児の場合は、ミルクや哺乳瓶、ミルク用の水、離乳食と食器も)、飲料水(ペットボトル)、薬(数日分)、お薬手帳(コピーや電子版でも可)、懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、携帯用充電器、衣類(下着やセーター、ジャンパー類等)、靴、軍手、マスク、洗口液、歯ブラシ、10円硬貨(公衆電話に利用できます) など □ 子どもの体格にあったヘルメットや帽子・防災頭巾、紙おむつ(普段使用しているもの)、おしりふき、ウェットティッシュ、お気に入りのおもちゃ、抱っこひも など
患者さんの状況に応じて持ち出す物品	<ul style="list-style-type: none"> □ 小児慢性特定疾病医療受給者証 □ 毛布や携帯用カイロなどの生活用品(体温調節用) □ 処置に必要な医療物品 など

□ その3：大阪府防災情報メールを知っている（登録している）

登録した地域の避難勧告などのメール受け取れるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

□ その4：災害用伝言サービスの使い方を知っている

災害時に伝言を残したり、聞いたりできるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

□ その5：避難行動要支援者名簿を知っている（登録している）

災害時の避難に援助を必要とする方（身体障がい者手帳所持や医療的ケアが必要な方など）が対象です。概要は裏面をチェック！

ご心配ごと、ご相談は、お近くの大阪府保健所の
地域保健課 母子・難病・地域ケアチームへ

QRコードもしくは、「大阪府保健所所在地一覧」で検索



大阪府防災情報メール

おおさか防災ネットの防災情報メール配信サービスは、気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報について、メールで配信するものです。

登録のながれ

- 1 空メールを送信する
 - touroku@osaka-bousai.net に空メールを送信してください。
 - 右のQRコードを携帯電話で読み込んでメールを送信することも可能です。
- 2 おおさか防災ネットへの接続
 - 登録用URLや解除用URLが記載されたメールが返信されます。
 - メール本文にある[■登録]のすぐ下にある登録用URLに接続してください。
- 3 新規登録
 - URLに接続したら、新規登録の手続きをしてください。



災害用伝言ダイヤル（171）

災害時に電話を利用して、被災地の方の安否情報を確認する「伝言板」です。
インターネットを利用する災害用伝言板（web171）等もあります。

体験利用日

- ・毎月1日及び15日 00:00～24:00
- ・正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- ・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）



「避難行動要支援者名簿」について（市町村によって、名称や対応は異なります。）

東日本大震災の甚大な被害を教訓に、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対して、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を有する方（要配慮者）のうち、**災害が発生した際に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方の名簿「避難行動要支援者名簿」**を作成することが義務付けられました。

この名簿は、災害発生時または発生するおそれがある非常時には、消防や警察、民生委員等の避難支援等関係者に提供され、行政と地域が一体となって、避難誘導等の支援や安否確認を行うために使用されます。



※平常時は、市町村の条例に特例の定めがある場合を除き、本人の同意がある方のみ情報提供が行われます。また、災害時は、本人の同意に関係なく名簿情報が提供されます。

（発行元：大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 令和2年3月作成）

通院や治療をしているお子さんへ（小学生向け）

さいか から! を め るために!

災害が起きたとき、家族と一緒にいるとは限りません。

いざというときに落ち着いて行動できるよう、日ごろから準備しておきましょう。



©2014 大阪府もずやん

さいか じゅうん ちえつくりすと かぞ みなで ナエツ しよう!

□ その1 : さいかの ちがいの ところ を ナエツ しよう!

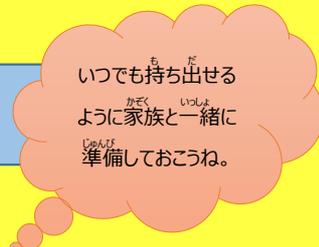
- 自分の地域の避難場所はどこか確認しましょう。
- 避難場所までの安全な道を確認しましょう。

□ その2 : さいか 持ち出し 物 を ナエツ しよう!

- 特に大切なお薬や処置に必要な物品について、家族と一緒に確認しましょう。

<準備する物品の例>

<p>基本的な 持ち出し物品</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ お金(お札だけでなく公衆電話用の小銭も準備)、携帯電話、保険証・乳幼児医療医療証のコピー、連絡先を書いたメモ など □ 懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池、携帯用充電器 など □ 非常食、飲料水(ペットボトル)、衣類(下着やセーター・ジャンパーなど)、ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、ヘルメットや帽子・防災頭巾、軍手、マスクなど □ <u>薬(数日分)、お薬手帳(コピーや電子版でも可)</u>
<p>状況に応じて 持ち出す物品</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 小児慢性特定疾病医療受給者証 □ 毛布や携帯用カイロなどの生活用品(体温調節用) □ 処置に必要な医療物品 など



□ その3 : さいか みんなの 集まる ところ を めよう!

- 災害が起きたとき、家族と一緒にいるとは限りません。「(避難場所である) ○○学校の正門前集合」など具体的に決めておきましょう。

□ その4 : さいか 連絡 方法を めよう!

- 連絡方法は、携帯電話のほかに、N T Tの災害用伝言ダイヤル(171)もあります。利用方法を覚えておきましょう(利用方法は、裏面を見てね)。

さいがいようでんごんだいやる 災害用伝言ダイヤル（171）

さいがいじ せんわ りよう たいせつ ひと げんざい じょうほう かくにん
災害時に電話を利用して、大切な人の現在の情報を確認する
「声の伝言板」です。

<体験利用白>

- ・毎月1日及び15日 00:00～24:00
- ・正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- ・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）



けいたい でんわ などが つながりにくいと きも 利用 できるよ！ インターネット
を利用する、災害用伝言板（web171）もあります。
くわしくは、NTTのホームページをチェック！



わが家の防災メモ



★あなたのこと★

©2014 大阪府もずやん

名前		年齢		血液型	
住所	電話番号				
学校	学校			年	組
病院	名前	先生の名前	電話番号		
メモ					

★緊急時の家族の連絡先★

名前	電話番号	
名前	電話番号	
名前	電話番号	

★集合場所や避難場所★

家族の集合場所	
避難場所 ①	
避難場所 ②	



お問い合わせ・・・大阪府保健所 地域保健課 母子・難病・地域ケアチーム



（発行元：大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 令和2年3月作成）



あなたは準備万全？

難病患者の皆さまへ ～災害発生時に備えてチェックをしましょう！～

©2014 大阪府もずやん

大阪府の療養生活調査の結果、患者さんの80%がお住まいの地域の避難所を知っていました！

□ その1：お住まいの地域の避難所を知っている

ハザードマップを見て、避難経路も確認しておきましょう。
可能であれば、実際に行って設備なども確認しておきましょう。
避難の際に協力者が必要な場合は、協力を得られるよう準備しておきましょう。

□ その2：緊急時に持ち出すものを準備している

特に大切なのは、お薬や処置に必要な物品です。内服薬の優先順位や薬が確保できない場合の対処法などを、担当医と相談しておきましょう。

準備する物品の例

基本的な持ち出し物品	<input type="checkbox"/> 現金、携帯電話、連絡先を書いたメモ、保険証、通帳、印鑑 など <input type="checkbox"/> 非常食、飲料水(ペットボトル)、薬(数日分)、お薬手帳(コピーや電子版でも可)、懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、携帯用充電器、衣類(下着やセーター、ジャンパー類等)、靴、軍手、ヘルメット(帽子)、マスク、洗口液、歯ブラシ、10円硬貨(公衆電話に利用できます) など
患者さんの状況に応じて持ち出す物品	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 <input type="checkbox"/> 毛布や携帯用カイロなどの生活用品(体温調節用) <input type="checkbox"/> 処置に必要な医療物品 など

□ その3：大阪府防災情報メールを知っている(登録している)

登録した地域の避難勧告などのメールを受け取れるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

□ その4：災害用伝言サービスの使い方を知っている

災害時に伝言を残したり、聞いたりできるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

患者さんの76%が、登録制度を「知らない」と回答しています…！

□ その5：避難行動要支援者名簿を知っている(登録している)

災害時の避難に援助を必要とする方(身体障がい者手帳所持や医療的ケアが必要な方など)が対象です。概要は裏面をチェック！

ご心配ごと、ご相談は、お近くの大阪府保健所の
地域保健課 母子・難病・地域ケアチームへ

QRコードもしくは、「大阪府保健所所在地一覧」で検索



～災害発生時に必要な物品等のチェックをしましょう！～

電気を使用する医療機器を使用中的方（共通）

- 外部バッテリー・その他外部電源の確保と充電
- 延長コード
- 携帯電話の充電（必要時、モバイルバッテリーも準備）
- 発電機等の燃料
- 医療機器会社の連絡先の確認

在宅酸素を使用中的方（火気厳禁）

- 吸入量：_____L/分
- 吸入時間：_____時間/日
- パルスオキシメーター
- 酸素ポンベの残量・消費時間の確認
- 酸素ポンベ(予備)
- 酸素ポンベキャリア
- 酸素濃縮器の電流(アンペア)の確認

気管切開をしている方

- 気管カニューレの予備
製品名：
サイズ_____Fr. _____週に1回交換
カフエア_____ml
- 人工鼻
- 吸引器(充電式・足踏み式・手動式)
- 吸引用チューブ(吸引回数/日×約14日分)
- アルコール綿・ガーゼ
- 蒸留水
- 滅菌手袋
- 注射器(50ml:喀痰吸引やカフ調節に使用)

電動ベッド、エアマットを使用中的方

- 患者さんの安楽な位置を確認しておく
- 停電時にエアマットから空気が抜けないようにする方法の確認
- 手動式ハンドルの準備

人工呼吸器を使用している方

- 気管カニューレの予備
製品名：
サイズ_____Fr. _____週に1回交換
カフエア_____ml
- アンビューバッグ(置き場所・使用方法の確認)
- パルスオキシメーター
- 予備回路一式(交換方法の確認)
- 人工鼻
- 吸引器(充電式・足踏み式・手動式)
- 吸引用チューブ(吸引回数/日×約14日分)
- アルコール綿・ガーゼ・ビニールテープ※
- 蒸留水
- 滅菌手袋
- 注射器(50ml:喀痰吸引やカフ調節に使用)
- 文字盤など持ち運び可能な意思伝達ツールと使用方法の確認

※呼吸回路等が破れた場合の応急処置用

【参考】「難病患者の地域支援体制に関する研究」班
災害時難病患者個別支援計画を策定するための指針(改訂版)

お役立ち情報

関西停電情報

関西電力株式会社が提供しているサービスです。

1. 停電情報を通知でお知らせ

「登録地域」で停電が発生した場合等に、通知が届きます。

2. 登録地域の設定

通知を受け取る地域を、最大10地域まで登録できます。自宅や離れて暮らす大切な方の住所を設定しておく、停電の発生情報などが届きます。

3. 「全域停電情報」

関西全域の停電情報が確認できます。停電情報は府県、市区町村、地区ごとにみることができ、地区まで絞り込むと、停電の発生時間や復旧見通しなどが確認できます。



詳しくはこちら

<https://www.kepco.co.jp/souhaiden/supply/teiden-appli/index.html>



(発行元：大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 令和2年3月作成)